

## 第二百六十七号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十七条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第三十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十四条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の

次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十六条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十六条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

第八十一条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第八十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第八十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

第九十一条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第三項中「第三十六条第五号」を「第三十六条第六号」に、「第五十六条第八号」を「第五十六条第一項第九号」に、

「第五十六条第四号及び第五号」を「第五十六条第一項第五号及び第六号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

#### （提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九十二号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。